

議案第 8 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 7 日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 堀口 文昭

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和 2 年 4 月 1 日に創設される会計年度任用職員の給与等について規定するため、関係条例について所要の改正を行う必要があるため。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(京都府後期高齢者医療広域連合議員報酬、特別職の報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 京都府後期高齢者医療広域連合議員報酬、特別職の報酬、費用弁償等に関する条例(平成19年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「第261号」の次に「第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員及び同法」を加える。

(京都府後期高齢者医療広域連合旅費条例の一部改正)

第2条 京都府後期高齢者医療広域連合旅費条例(平成19年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「旅費」を「旅費(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員にあっては、旅費に相当する費用弁償。以下同じ。)」に改める。

(京都府後期高齢者医療広域連合職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 京都府後期高齢者医療広域連合職員の分限の手続き及び効果に関する条例(平成19年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「休職の期間は」の次に「、必要に応じ、」を加える。

第3条に次の2項を加える。

4 第1項に規定する休職の期間が満了したときにおいては、当然復職するものとする。

5 法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の」とする。

(京都府後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例に関する条例の一部改正)

第4条 京都府後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成19年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中「月額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員にあっては、報酬の額(京都府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成19年条例第22号)第2条により準用する京都府の職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号)第26条第6項に規定する手当相当額を除く。))」を加える。

(京都府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 京都府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例(平成19年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、第6条の2、第7条並びに第9条」を「並びに第19条」に改める。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して別途定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新さ

れ、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2中「本文の」を「に規定する」に、「児童福祉法第6条の4第2項」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号」に、「同法第6条の4第1項」を「同法第6条の4第2号」に、「里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

（育児休業法第2条第1項に規定する条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項に規定する条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が

当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として別途定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項に規定する条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項に規定する条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日

の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として別途定める場合に該当する場合

第3条第1項各号列記以外の部分中「第1項」の次に「ただし書に規定する」を加え、同項2号イ中「民法」の次に「(明治29年法律第89号)」を加え、「児童福祉法」の次に「(昭和22年法律第164号)」を加え、同項第4号中「任命権者に」の次に「申し出ていること。」を加え、同項第5号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条に次の3号を加える。

- (6) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児

休業をしようとする事。

第4条中「第2項の」を「第2項に規定する」に改め、「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第7条を次のように改める。

(部分休業をすることが出来ない職員)

第7条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)とする。

- (1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して別途定める非常勤職員

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

(京都府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 京都府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成19年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第2条中「地方自治法」の次に「(昭和22年法律第67号)」を加える。

第3条を削る。

第4条第1項を次のように改める。

広域連合長は、第2条ただし書きに規定する職員以外の職員の職務を、府給与条例に規定する職務のいずれかに決定し、同条例に定める給料表によりその職員の号給を決定しなければならない。この場合における基準は、広域連合長が別に定める。

第4条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

(退職手当)

第4条 職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に限る。)に支給する退職手当は、京都府の職員の退職手当に関する条例(昭和31年京都府条例第30号)の例によるものとする。

附 則

~

この条例は、令和2年4月1日から施行する。